

平成 29 年度第 6 回船橋市行財政改革推進会議 会議録

日 時	平成 30 年 1 月 29 日（月）16：00～18：30	
場 所	船橋市役所本庁舎 9 階 第 1 会議室	
出席委員	武 藤 博 己 谷 本 有美子	法政大学大学院公共政策研究科 教授 公益社団法人 神奈川県地方自治研究センター 研究員 法政大学人間環境学部 兼任講師
	大 野 敬 三 佐 藤 主 光 本 木 次 夫	市民委員 一橋大学国際・公共政策大学院経済学研究科 教授 市民委員
推進本部員等	山 崎 健 二 尾 原 淳 之 川 守 三喜男 大 石 智 弘 杉 田 修 笹 原 博 志 栗 林 紀 子 須 永 浩 久 小 山 泰 生 大 竹 陽一郎 森 昌 春 須 田 一 弘 林 康 夫 小 栗 俊 一 度 会 益 己 御園生 剛 志 高 野 晃 一 福 田 鉄 広 丹 野 誠	副市長（船橋市行財政改革推進本部副本部長） 副市長 健康福祉局長 建設局長 企画財政部長 総務部長 教育委員会管理部長 環境部長 子育て支援部長 企画財政部政策企画課長（作業部会長） 企画財政部財政課長 企画財政部財産管理課長 総務部総務課長 総務部職員課長 教育委員会管理部教育総務課長 環境部資源循環課長 環境部クリーン推進課長 子育て支援部子ども政策課長 子育て支援部保育認定課長
事 務 局	政策企画課 財政課 資源循環課 子ども政策課 保育認定課	平野課長補佐、尾崎行財政改革推進係長、藤野主任主事、 染谷主事、吉田主事、毛取主事 小澤課長補佐 中西課長補佐、大瀧主事 田中課長補佐 齊藤課長補佐、松浦課長補佐、丸山係長
次 第	1. 議題 (1) 歳出について② 2. その他	
傍聴者	9 名	
会議の公開・非公開の区分	公開	

開会（16時00分）

○事務局（政策企画課課長補佐）

それでは、定刻となりましたので、ただいまより平成29年度第6回船橋市行財政改革推進会議を開催させていただきます。

本日もお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。議事に入りますまでの進行を務めさせていただきます政策企画課の平野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、本日の資料を確認させていただきます。お手元のファイルを一緒にご確認のほどをお願いいたします。

まず、資料1「船橋市の行財政改革について 中間意見書」、資料2「平成29年度第5回船橋市行財政改革推進会議意見要旨」、資料3「歳出について②」、資料4「船橋市におけるごみ処理事業について」、資料5「保育事業について」、以上、5点でございます。

お手元の資料で不足がございましたら、お申し出いただきますようお願いいたします。

マイク的使用方法ですが、マイクのスイッチを押していただきますと赤いランプがつき、マイクがオンになります。ご自分のご発言が終わりましたら、再度スイッチを押してマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。また、お手数ではございますが、発言の都度、お名前をおっしゃっていただきますよう、あわせてお願いいたします。

続きまして、本日の委員の出席者についてご報告いたします。本日、沼尾委員と日吉委員から欠席のご連絡をいただいております。委員7名のうち5名の方にご出席いただいておりますことから、船橋市行財政改革推進会議設置要綱第5条第2項に規定されております会議の開催要件を満たしていることをご報告いたします。

次に、会議の公開・傍聴についてご説明させていただきます。本会議につきましては、不開示情報が含まれておりませんので、船橋市情報公開条例第26条により公開となります。

また、傍聴につきましては、傍聴者の定員を10名として市のホームページに事前に掲載させていただきましたことをご報告いたします。なお、本日9名の傍聴者がいらっしゃいますことをあわせてご報告いたします。

それでは、船橋市行財政改革推進会議設置要綱第5条第1項の規定に基づき、議事の進行につきましては、これより会長をお願いいたします。武藤会長、よろしくお願いいたします。

○武藤会長

それでは、議事に入る前に、傍聴者に入場していただきます。

（傍聴者入室）

○武藤会長

傍聴者の方は、受け付けの際にお渡しいたしました「傍聴に関する注意事項」の内容に従って傍聴されるようお願いいたします。

まず、議事の進行に先立ちまして、前回第5回の会議の中で皆様と取りまとめました中間意見書を1月16日（火）に私から市長にご提出させていただきましたので、ご報告いたします。

私からは、今後ますます財政状況が厳しくなることが見込まれる中で、船橋市は行財政改革の取り

組みが十分ではない。どちらかといえばおくらしているのではないかということを経員が共通して感じているので、行財政改革にしっかりと取り組んでいただきたい旨、お伝えいたしました。市長さんからは、「中間意見書を十分踏まえてしっかりと取り組んでいきたい。引き続き、いろいろな形で船橋市の今後の行財政改革に向けてご意見をいただければと思っておりますので、今後ともよろしく願ひいたします」とのことでした。

取りまとめに当たっては、お忙しい中、ご協力いただきありがとうございます。引き続き、建設的な意見を提言できるよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

では、本日の会議を進めていきたいと思ひます。

これまで、前回会議の振り返りということで、前回会議の意見要旨の報告を事務局からしていただきましたが、今回は議事のボリュームが多いと聞いておりますので、後ほど、配付している資料を各自ご確認いただくということで、よろしく願ひいたします。

## 1. 議題

### (1) 歳出について②

#### ○武藤会長

では、議題に移ります。

最初の議題は、「歳出について②」でございます。歳出については、第2回目の会議で普通建設事業費と公債費、第4回の会議で人件費を取り上げました。主な歳出については一通り状況の分析が必要だと思いますので、残りの物件費、扶助費、補助費等を取り上げたいと思ひます。よろしいでしょうか。

それでは、所管の方から説明をお願いいたします。

#### ○政策企画課長

政策企画課長でございます。ご説明いたします。インデックスの「資料3」をご覧いただきたいと思ひます。

1 ページをご覧いただきたいと思ひます。まず、歳出の状況でございます。これは平成28年度の一般会計の決算でございます。今、会長からご説明がありましたように、この中で、人件費、公債費、普通建設事業費、繰出金、この辺は、国民健康保険事業ですとか下水道事業、このあたりでも取り上げさせていただきました。あと、財源調整基金というところが大きな内訳になっておりまして、今日ご審議いただきたいのが丸で囲んでいるところでございます。まず、全体の構成比の25%、4分の1を超えている扶助費、それから、物件費、補助費等、この順番で願ひしたいと思っております。

2 ページをご覧いただきたいと思ひます。扶助費、物件費、補助費等の過去5年間の事業費ベースと推移でございます。この5年間で一番伸びているのが扶助費ということがおわかりかと思ひます。

続きまして、3 ページをご覧いただきたいと思ひます。物件費の28年度の決算を使いまして構成比を示したのが3 ページでございます。物件費につきましては、この順番に、この後、教育費と衛生費についてはご説明させていただきます。その後、総務費、土木費、民生費という順番になっておりますけれども、全般的には、経常的な事務費であるとか施設管理費、この辺が中心になります。

まず、総務費のほうから簡単に触れます。左の囲いの一歩下をご覧いただきたいと思ひます。総務費のうち主な事業といたしましては、ICT関係のシステム関係、この辺の導入経費や管理経費、あ

とは駐車場の管理費ですとか市役所の本庁舎の施設管理費、これが主なものでございます。土木費につきましても、公園の施設管理費、住宅の施設管理費、この辺の施設管理系が中心になります。民生費につきましても、老人福祉センターの管理、保育所の運営費等が主なものになっております。

4ページをご覧いただきたいと思います。それでは、一番ボリュームが多かった教育費についてご説明いたします。教育費の物件費、一番多いウエートが43%になっておりますけれども、これは学校給食費でございます。学校給食費につきましても、平成27年から給食の公会計化に移行したことによりまして、一番左側の下をご覧いただきたいと思いますが、食材料費がここで急激に増えているというところがございます。続きまして、小・中・高校、特別支援学校の物件費につきましても、学校の運営費・施設管理費が主な内訳になってございます。同様に、社会教育費につきましても、公民館ですとか図書館、それから、体育施設費に関しましては、総合体育館や運動公園の施設管理費が主な内訳になっております。

続きまして、5ページをご覧ください。衛生費の内訳でございます。衛生費につきましても、清掃費、保健衛生費がかなり大きなウエート、97%を占めてございます。そして、保健所費が少しございまして、結核対策費というような形になっております。ただ、保健衛生費のところにつきましても、これも左下をご覧いただきたいと思いますが、予防接種、各種検診、これの関係の経費が中心になってございます。そして、一番大きなウエートを占めている清掃費につきましても、6ページをご覧いただきたいと思います。基本的に清掃費につきましても、ごみの収集、分別処理、これにかかるお金ということになります。これまで物件費につきましても、少しラフな分析ではございますけれども、基本的に事務費、施設管理費が中心ということになってございまして、「行革の視点」というふうに書かせていただきましたけれども、ごみの減量を進めることができるのであれば、ごみの収集・処理にかかる経費についても削減可能なものであると考えております。ですから、もしそれが可能であれば、社会保障経費ですとか都市基盤経費の財源に振り分けることはできるのかなと。これは一つの見解でございますけれども、このように考えております。

以上でございます。

#### ○武藤会長

ありがとうございます。船橋市の物件費の状況説明がありました。物件費については、ごみ処理に関する経費が多くを占めているとともに、見直しの余地が大きいように思いますので、ごみ処理の事業を取り上げてみたいと思いますが、よろしいでしょうか。

#### ○谷本副会長

その前に質問してもいいですか。ごみの前の段階で質問してもいいですか。

#### ○武藤会長

はい。

#### ○谷本副会長

物件費の関係で、民生費や土木費とか総務費とかそれぞれの内訳としてどのぐらいの金額だというご説明の仕方をしていただきました。今日は物件費の中身を議論する前提だということはわかっていますが、トータルで歳出を考えていったときに、行財政改革の視点で、例えば人件費を削って委託に

した場合は物件費の金額が上がってくる場合があります。そういうところを将来的に検討するという  
ことを考えた場合に、お示ししていただいている資料だと、現在、物件費の中で賃金とか委託料の内  
訳がどうなっているのかというあたりが全く見えない資料なのです。ですので、今すぐは出てこない  
と思いますが、そういったところも人件費との兼ね合いでどう考えていくのかという方向性を考える  
ときには、資料としてお示しいただく必要があると思いますので、可能であれば次回に出していただ  
ければと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○政策企画課長

わかりました。これは前にも議論がいろいろございまして、臨時職員の賃金が物件費にある。いわ  
ゆる隠れ人件費みたいな問題と、これから指定管理者等、あるいは委託を進めていく中では、人件費  
が物件費のほうに振りかわるということもありますので、その辺の資料につきましては、次回ご用意  
させていただきたいと思います。

#### ○武藤会長

それでは、ごみ処理事業について、所管から説明をお願いいたします。

#### ○資源循環課長

環境部の資源循環課でございます。船橋市におけるごみ処理事業についてご説明申し上げます。

説明に入る前に、大変恐縮でございますが、訂正箇所が3カ所ございまして、訂正のほうをお願い  
いたします。まず最初に6ページになります。

#### ○武藤会長

資料4の6ページですね。

#### ○資源循環課長

はい。資料4の6ページになります。千葉県内のごみ処理経費の比較ということで表がございま  
すが、その表外のところに米印で、「焼却施設、車両の減価償却費を含まない。建設費、100万円以上  
の備品、車両を含む」となっておりますが、こちらは建設費も含まないということで、訂正としまし  
ては、「焼却施設、車両の減価償却費、建設費を含まない。100万円以上の備品、車両を含む」とい  
うことで訂正をよろしくお願いいたします。

それと、もう2カ所、誤字ですが訂正がございまして、よろしくお願いいたします。11ページ、オ  
レンジ色の表で、家庭系ごみについての直営と委託のところの有価物回収のところでは、船橋市有価  
物回収協同組合の「きょう」の字が「共」になっておりますが、協力の「協」でございまして、訂正を  
お願いいたします。それと、資料13ページ、下の水色の部分、埋立（最終処分）で、秋田県小坂町、  
その下が山形県「米沢町」になっておりますが、「米沢市」の誤りでございまして、すみません。訂正を  
よろしくお願いいたします。

訂正は以上でございまして。

それでは、説明に入らせていただきます。ページ数も多くございまして、ポイントを絞って説明  
させていただきます。

まず、1ページをお開きください。廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、市町村が

策定します一般廃棄物処理基本計画につきましては、処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分検討する必要があるとされておりまして、ごみ処理基本計画策定指針の中では、一般廃棄物について、減量化や再生利用に係る具体的な推進方策や目標値を明記し、目標年次を10年から15年先に置いて、おおむね5年ごとに計画を改定し、策定に当たっては、国や県等の計画を踏まえたものとするところとさせていただきます。

そういった中で、2ページになりますが、本市におきましては、平成29年2月に一般廃棄物処理基本計画を改定いたしまして、基本理念としましては、「循環型社会実現に向けたステップアップ」、基本方針としまして、「2R（リデュース・リユース）を優先した社会を目指す」、2番目に、「市民、事業者、行政のパートナーシップによって循環型社会を実現する」、3番目としまして、「安心、安全を優先しながら、経済性を考慮した廃棄物処理のしくみを構築する」としており、計画目標値につきましては、そちらの表に掲げるとおり、総排出量、1人1日当たり家庭系ごみ排出量、リサイクル率、最終処分量につきましては、中間年度である平成33年度、10年後の目標年次であります平成38年度においての目標値を定めているものでございます。

続いて、3ページになります。船橋市における主な処理施設の概要でございます。まず、本市には、不燃ごみ・粗大ごみを処理します西浦資源リサイクル施設、それと、北部清掃工場に持ち込む家庭系可燃ごみを収集している清掃センター、粗大ごみ等の再生品を販売する再生センターと、資源ごみ等を分別しています船橋ビン・カン・ペットリサイクルセンター、それと最後に、南北に可燃ごみを処理します2つの清掃工場がございます。

この清掃工場につきましては、ページは飛びますが、18ページに参考資料としてつけさせていただいておりますとおり、船橋市におきましては、今ご説明のとおり、南部、北部の2つの清掃工場で年間約17万トンの可燃ごみを処理しておりまして、19ページになりますが、この両清掃工場と平成25年から稼働しました西浦資源リサイクルを合わせて、DBO方式による施設の管理運営をしておりまして、平成24年度との比較では平成32年度に約14.3億円の削減効果を見込んでいるところでございます。

続きまして、4ページです。船橋市のごみ処理の流れについてお示ししております。ごみの分別区分につきましては、船橋市は、可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有価物、使用済み小型家電、それと事業系の食品残渣等ということになってございます。本市におきましては、プラスチック類を可燃ごみとして収集して、清掃工場で焼却して熱エネルギーとしてリサイクルしております。プラスチック容器包装につきましては、分別している市もございますが、多額の費用がかかることであったり、分別しても約半分近くがリサイクルされずに燃やされるといった現状もございまして、本市におきましては、焼却しての熱回収をしているところでございます。

続いて、5ページになります。ごみ処理経費の状況でございますが、平成28年度におけるごみ処理経費は、年間約70億円でございます。収集に31.4億円、中間処理に28.1億円、最終処理に10.3億円の経費がかかっております。このうち家庭系可燃ごみの処理につきましては、年間約42億円、45リットルのごみ袋1袋当たりでございますと約200円かかっている計算となります。

続きまして、6ページになります。本市のごみ処理経費でございますが、平成27年度の一般廃棄物処理実態調査結果により比較したものでございます。先ほど建設費は含まないということで訂正いただきましたが、建設コストに関しましては、延命化工事、あるいは、本市の場合には建て替え工事費を含めてしまいますと、他市との比較として適正なものできませんので、そちらを除いたものとして計算しております。本市におきましては、人口1人当たり1万1,146円、処理量1トン当たり3

万 6,480 円、人口 10 万以上の市町村の欄あるいは県内合計の欄を見ますと、県内のほぼ平均と言えると思われます。

続いて、7 ページでございます。船橋市のごみ排出量は、家庭系ごみにつきましては減少傾向にありますますが、事業系ごみについては増加しているということで、特に家庭系可燃ごみにつきましては、平成 18 年度との比較ですと、人口が 5 万 2,000 人増加しまして、家庭系可燃ごみについては約 1 万トン減少しているところでございます。事業系ごみにつきましては、平成 23 年度まで減少傾向にありましたが、平成 24 年度より微増となっている状態でございます。

続いて、8 ページになります。平成 28 年度の家系ごみ、事業系ごみの内訳でございますが、家庭系ごみが 7 割、事業系ごみについては約 3 割を占めておりまして、中でも家庭系可燃ごみ、右側の表のところでございますが、57.5%と約 6 割を占めているところでございます。可燃ごみの中には、特にリサイクルできる紙類、こちらのほうには表を載せてございませんが、約 14%ほど含まれており、生ごみも 36%ということで、そちらのほうを減らしていくことが必要と考えているところでございます。

続いて、9 ページになります。先ほどご説明したとおり、1 人 1 日当たりの家庭系可燃ごみについても総量が減りまして、人口は増えているわけですから、こちらの排出量は減少傾向にあるわけでございますが、平成 27 年度の一般廃棄物処理実態調査結果からは、こちらのほうは自己搬入、清掃工場に直接持っていっているごみは除いてございますが、人口 10 万人以上の都市の 16 市のうち 14 番目、中核市の中では 48 市中 38 番目ということで、それぞれの平均から見ても 1 人 1 日当たりの排出量は 50 グラムから 60 グラム多い状況でございます。

続いて、10 ページになります。参考として示しておりますが、こちらについての船橋市の平成 27 年度の基準、右側でございますが、567 グラム、9 ページの 520 グラムというのは家庭系の可燃ごみのみです。10 ページに示します 567 グラムにつきましては、資源ごみ以外の不燃ごみ、可燃ごみ等を含んだ総量を 1 人 1 日当たりで割り返したものでございます。こちらは国、県とも 500 グラム以下にすることが定められているものでございます。

続いて、11 ページになります。船橋市におきましては、現在、可燃ごみの収集は直営と委託の両方を採用してございます。先ほどご説明したとおり、清掃工場につきましては北部と南部がございまして、北部清掃工場につきましては、昼間の収集の直営で収集しておりまして、南部清掃工場につきましては、委託で夜間収集で南部清掃工場のほうに持ち込んでございます。下の表につきましては、直営と委託の比較となっております。

続きまして、12 ページ、船橋市の家庭系可燃ごみの収集量の委託率につきましては、平成 27 年度は 53.2%となっておりますが、千葉県全体では 87.9%となっております、委託率については低い状況となっております。今後につきましては、災害時を含めた処理対応を踏まえて、家庭系可燃ごみの収集の民間委託の推進を検討するというところで、基本計画の中でも定めているところでございます。

続きまして、13 ページになります。本市の焼却灰等の最終処分についてでございます。最終処分量あるいは経費につきましては、近年、増加傾向にございます。表の左側が処分量、右側が処理経費でございますが、平成 27 年度実績ですと年間 2 万 2,400 トンの焼却灰を処分、先ほど訂正いただきましたが、秋田県小坂町と山形県米沢市のほうに、資源化としましては、茨城県の鹿嶋市と埼玉県の寄居町のほうに。ただ、こちらに赤丸をつけてございますが、処理単価としましては、埋め立てについてはトン当たり 4 万 4,000 円、資源化につきましてはトン当たり 6 万円ということで、資源化のほ

うがやはり経費としてはかかるということでございます。

続いて、14 ページになります。事業の見直しということで、収集回数の見直しでございます。本市といたしましては、平成 30 年 10 月 1 日から、家庭系可燃ごみの収集回数を 3 回から 2 回に変更したいと考えております。これにつきまして、収集回数を見直すことによりまして、市民の方の分別の意識が高まる期待もございまして、近隣市の中でも、収集回数を見直すことによって減量効果が出ているということもございまして、政令市、中核市の中でいいますと、政令市ですと新潟市、中核市では船橋のみが 3 回収集をしております、他の政令市、中核市につきましては、全て 2 回収集となっていることとございます。そういったことからの変更ということとを考えてございます。

続いて、15 ページ、千葉県内全体での家庭系可燃ごみの有料化についてでございますが、県内全体では 67%が家庭系可燃ごみを有料化してございます。あわせて、不燃ごみについても 29%が有料化をとっております。本市につきましては、収集回数を見直しを実施した上での減量効果を見た上で有料化については引き続き検討したいと、現在のところ考えているところでございます。

続いて、16 ページでございます。事業系ごみの手数料でございますが、本市につきましては、現在、キログラム当たり 20 円ということで徴収しております、各市状況としましては、10 キログラム単位等のところが多くございますが、本市よりも手数料が高いということもございます。ただ、こちらの手数料の費用負担の考え方としましては、建物の償却減価を含めて計算することとなっております。本市につきましては、現在、北部清掃工場は完成しましたが、南部清掃工場が平成 32 年度に完成する予定でございますので、ある程度そういう清掃処理施設、中間処理施設の費用をもって今後の検討をしていく必要があるだろうと考えているところでございます。

続いて、17 ページになります。両清掃工場、北部・南部の売電収入でございます。北部清掃工場につきましては、今年度、平成 29 年度から稼働しておりますが、歳入のもともとの予算額としましては 5 億 500 万円、南部清掃工場につきましては、平成 32 年度からの運用開始を予定しておりますが、約 4 億 5,800 万円の売電収入を見込んでいるところでございます。

説明としては以上となります。

## ○武藤会長

ありがとうございました。船橋市のごみ処理事業について詳しい説明がありました。

ここまでの説明でご質問、ご意見がございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

## ○大野委員

最初の段階で、清掃工場の絡みで、佐藤委員が 2 つも要らないのではないかという意見を言われましてけれども、今は、両方が動いているわけではないということですが。ただ、それをつくるときに計画を一応立てられたと思います。ごみをどれぐらい処理できる能力を持たなければいけないとか、そうすることによってどれだけのごみを処理し、どれだけの経費がかかるかということを考えてつくられたと思いますが、それと今のこの状況を比べたときに、今提案されたようなことをやっていかないとだめだと判断されているのでしょうか。この資料だけでは見当がつかないですね。焼却場までつくってたくさんのごみを処理できるようにしておいて、かつまた、それで処理できるようになっていくだろうと考えている中で、ごみの処理に経費がかかりすぎるので経費を落とさなければいけないということのようですが、何を考えていろいろやられたのかというのが私にはぴんときないんです。その辺を教えていただければと思います。



## ○資源循環課長

今の清掃工場の処理計画につきましては、北部清掃工場につきましては平成 19 年度に、南部清掃工場につきましては平成 23 年度に、それぞれ整備基本計画を策定してございます。両清掃工場の処理能力に関しましては、後発の南部清掃工場のときに北部分も修正しまして、どれだけの処理能力が必要かということ算定いたしました。

その中で言いますと、まず、清掃工場の処理能力を見るときに、実際、清掃工場は 365 日稼働しますが、まず、280 日を稼働日数とすること、これはごみ処理施設の整備概要要領のほうに載っていることとございますが、現に当清掃工場、南部も北部もそうですが、3 カ月運転しまして 1 カ月休むということで、おおむね年間 9 カ月ほどの日数をもって、それと、当時の計画量に対して処理できる量ということと、災害廃棄物の処理量を加味したものと、両清掃工場 721.8 トン、これだけの処理能力を船橋市としては備える必要があったということとございます。北部清掃工場稼働に合わせる際には、旧南部清掃工場と新北部清掃工場、現行がそうですが、処理をしていかなければいけない。そうしますと、現行の南部清掃工場の処理能力をこれから差し引いたものが北部の新しい清掃工場の処理能力として決まりまして、最終的には 721.8 トンを処理できる能力として南部のほうの処理能力を決めているということとございます。

今、ご指摘のとおり、ごみ量自体は推計値からもちろん検証してくるものでございますので、現時点においては、当然その処理能力としては当時とは差が出てきているわけですが、何カ年かかけて計画をつくっていく中では、現時点のものは平成 23 年度に整備基本計画の中で示したものを想定に処理能力を算定したものでございます。

## ○大野委員

そういう話ではなくて、どれだけ燃やさなければいけないかと考えて今整備をしていますかと。そして、それができ上がったときに、船橋のごみはあふれてしまうんですよと言っているのか、それとも、船橋のごみは大体それで処理できるんですよと言っているのか。大体処理できるけれども、金がかかってしまうので、もっともったごみを減らさなければいけないというのがこの提案なのか。そういうレベルのことでいいんです。それをお聞きしたい。

## ○資源循環課長

あくまで今現状でごみを減らさなくても処理できるだけの能力の清掃工場を整備してございます。ただ、もちろん、処理費であったり、先ほど政策企画課からお話があったとおり、収集・運搬経費とか減量に伴って削減できる経費がございまして、処理できないのことでなくということの考えとしてございます。

## ○大野委員

もう一つだけ。資料の中で、5 カ年計画を立てながらごみを減らす計画をきちっと立てています。減ることになっていますね。減っていくとどれぐらいお金が減ってくるのか。それから、途中で外部委託すると職員の数も変わってくるし、経費も変わってきます。今やっている半分ぐらいのものをほとんど外部委託にしていいたらどれぐらい経費が減ってくるのか。そして、一番最後に書いてあった、これがよくわからないのですが、14.3 億円減るといいう数値がありましたね、中間処理にかかる経費、

平成 24 年度と比べて平成 32 年度が。そういうものを平成 28 年度で計算すると、今後普通に見ていったらどのぐらい削減できるか。そういうのはできていますか。

#### ○資源循環課長

ごみ処理に関しては、削減効果というところで、現在、5%削減の場合ですと約3億円ぐらいの削減効果があるだろうと見込んでいるところをごさいますて、5%では先ほどお話しした基本計画に到達できませんので、10%についてもシミュレートしております。10%につきましては、大体4億3,000万円ぐらいの財政効果があるだろうと見込んでいるところをごさいます。

それと、ちょっと質問が飛んでしまうかもしれませんが、最終ページのところにつきましては、両清掃工場はこれまで直営で、現在、南部は直営でやっております。北部清掃工場についても、建て替え前は直営で職員を配置して運転管理していたところをごさいまするが、運転管理につきましても全部委託で現在はやっておりますので、DBO方式によってオペレートまでを全て委託することによっての清掃工場あるいは西浦資源リサイクル施設を建て替える前の直営で運営していた状態と、DBOを採用して運営委託している状態との差でいうと、年間14.3億円の財源としては効果が出たと。この部分についてはそういったご説明となります。

#### ○大野委員

これは「効果が出た」ですか。

#### ○資源循環課長

すみません、見込みです。平成32年分がありますので。

#### ○大野委員

平成32年分がありますよね。だから、そういうものを足していくとどれぐらい減るのでしょうかと聞きたかったのです。つまり、70億もの金を使って処理しています。ここに書いてあるようなことをやっていくと減ることがきちんと読めますよね。ただ、いくら減るかは読めないで、今考えている5カ年計画にのせていく、外部委託する、そういうことを総合的に見たらいくらこれは減らせるんですかというのをお聞きしたかった。つまり、言いたかったのは、この表を見てもわからないんですよ、どういう計画でどれだけ減らしていこうかということが。経費がよそと比べたら多いからどうですかと意見を聞かれても、私にはわかりません。どういう計算をされているんですかね。総合的に計算をして、それでいくら減らすんだと、それで予算にのせる。国や県等から枠を決められるのではない、船橋市さんが独自で決めていけるのがこれらの事業ではないでしょうか。船橋市さんとしてそういうことを考えて計画を練って、こうやるんだと言える事業がこれなのだろうと思っています。だから、焼却炉をつくったのだと思います。そこで、どれだけのことをやろうと思っているんですかという思いがしたんです。ありがとうございました。

#### ○佐藤委員

今のに絡んで2点ほど。ちょっとテクニカルですが19ページのDBOの話で、恐らく比較対象が3ページにある昔の工場ですね。昔の工場というのは処理能力も発電能力も全然違うので、もともとキャパが違います。普通、PFIとかをやるときは、仮に同じキャパを直営でやったらどうなるかと

ということとPFIでやったときの差、これをバリュー・フォー・マネーと定義するので、正確に言えば、同じ工場の同じキャパを直営でやったら、公務員はお金がかかるのでこのぐらいの人件費がかかってとか、これぐらいの管理運営費が追加でかかってとか、個別に契約しますからそれに伴う経費がかかってと。でも、それを包括委託することによってこれくらい差があるんだという、同じキャパで計算しないと。しかも古くなっているから改善・修繕費とかいろいろとかかっていたかもしれないし、比較対象としてはどうかというのが1つ。それは理屈ですが、でも、比較対象としてはミスリーディングですねということ。

それから、こういうごみの推移は、これからの人口動態とか、実際に減量がどれくらい進むかといったことに応じてかなり変わってくるので、できれば逐次試算を更新していく。悪いくせですけども、昔、計画を立てて、そのときの試算を10年も引きずるというのを役所はよくやりますが、その試算自体の前提が古いと思うので、そこは逐次更新をこれからやっていく。既にやられているならそれを続けられるということになるのだろうと思います。

#### ○武藤会長

それに対して何かご意見ございますか。

#### ○資源循環課長

19 ページにつきましては、確かに延命工事等の費用も含めて見ているところもございますので、その辺については今お話のあったとおり、資料としては適切でなかったと考えます。

それと、今、委員のほうからお話いただいたとおり、定時的にどういう状況なのかということを確認していくことは、もちろん非常に大切なことだと考えておりますので、その点についても今後引き続き計画の推進状況を確認しながら進めていきたいと考えております。

#### ○環境部長

環境部長でございます。補足の説明でございますけれども、北部清掃工場は、今お話がございましたけれども、平成20年度にPFI導入可能性調査を行っておりまして、その段階では、たしか5.5%のVFMが出ているという結果がございます。

そうしたことを踏まえまして、本市としては、西浦資源リサイクル施設が初めてのDBO案件ですが、北部、南部ともDBO方式を採用いたしまして、その結果といたしまして、確かに規模的には1割程度小さくはなっておりますが、実際の運營業務自体は、例えば人数が規模の1割程度によってそんなに変わるわけではないのかなと思っています。そういう中で、確かにおっしゃるように、運営については、旧清掃工場の段階から運営委託とかを行ってございましたが、DBO方式で昨年4月より北部が稼働しまして、完全に包括的に民間事業者の経営ノウハウなどを生かしてやるということで、一部単純な比較は不適切かもしれませんが、大きな効果は上げられたのかなとは思っております。

#### ○武藤会長

ありがとうございました。ほかにいかがですか。

本木委員、どうぞ。

#### ○本木委員

私、もう市長に提出したものですから、これについて何か意見を差し挟むつもりはありませんが、中間意見書の中で、大規模な清掃工場を2カ所続けて整備すると、中間的なことはありますけれども、将来の負担増に対する見通しが甘かったと、こういう意見になっています。これを主管課としてはどういうふうにとめて、どういう形で今後具体的に計画を進めていこうとされているのか。今の議論もこのところへ来る部分があるのではないかと気がしますが、いかがでしょうか。

### ○資源循環課長

今のお話につきましては、先ほど処理能力に関してのお話を差し上げまして、処理能力から見たところで言うと、清掃工場は2つ必要だったろうということについては現在も変わりはありません。

それと、船橋は南北に広いこともございまして、今、南部と北部に清掃工場を配置しておりますが、どうしても1日3回から4回清掃工場に収集車が持ち込む関連から言いますと、中央部に設置ができれば市内各所から持ってくるのが可能でしょうけれども、今ある南部あるいは北部のほうに1カ所という形の中では、なかなか1日の処理・収集が賄えなかったらうと。

ただ、今後につきましては、当然ごみ量が減っていく中では、今回建てます清掃工場をいかに活用していくかについては、やはり検討していく必要があるでしょうし、それと同時期になったことに関しましては、北部清掃工場、南部清掃工場ともに建て替えまでの時期、延命化工事も行いまして、どうにかそこまでもたせたという状況もございまして、そういった中で、当初の稼働時期が昭和58年と平成元年というところで既存の清掃工場の設置がされているところから、今回の時期に関しては、もっと離せると財政的にも余裕が出たと思っておりますが、ある程度延命の状態のあった中でいいますと、実施時期についてもやむを得なかったのかなと考えてございます。

### ○環境部長

また補足でございまして、2カ所清掃工場があることについてでございます。先ほどもちょっと出たかと思いますが、清掃工場の場合、毎年、法定点検とか定期修繕等が必要になってまいります。2カ所の清掃工場がありますと、1カ所の清掃工場はそのためにとめることとなりますが、その間、焼却処理をとめないで片一方の清掃工場に振るということで焼却処理はそのまま継続することができるという点とか、清掃工場というのは、どうしても高温でごみ焼却処理を行っていることから、場合によっては爆発等の事故が発生したりすることもございます。修繕のために数カ月間を要するというのもございまして、2カ所の清掃工場体制というのは、いろいろ課題はあるかとは思いますが、そういったバックアップ体制がとれるということで、私ども、63万市民のごみを安全に安定して焼却するという重い責任もございまして、こうした体制は私どもにとっては大変ありがたいと考えております。

### ○本木委員

というふうに私ども市民は受けとめていたのです。既に北部のほうは三十数年たっている。南部のほうも間もなく三十何年かになる。これを修繕するという事は相当な経費もかかるし、いろいろ波及度合いも大きいというふうに我々市民は説明を受けていて、2つの工場の建設はやむを得ないと思っていたのですが、ただ、今回の意見書の中で、見通しが甘かったというふうに言い切られている。これを主管部門としてどういうふうにとめたのだろうかということを一市民として思ったのです。

## ○佐藤委員

今の点ですけれども、船橋市さんは前提条件が自前主義なのだと思います。自分たちの中で一生懸命やろうと。ある意味、ごみ焼却場を2つも許容する市民は偉いと思うのは、普通、ごみ焼却場は典型的な迷惑施設で、私は小金井市在住ですが、小金井市はこれで大問題を抱えました。東京なんかは自治体がとにかくごみ焼却場を探しまくっているわけです。だから、普通は広域連携とか一部事務組合とかで、どこかで集約して処理するというのが常識です。今言ったリスクマネジメント、事故が起きたらどうしようとか、メンテナンスをどうしようとか、これはむしろ周辺自治体との連携の問題。ほかの自治体でも同じ問題を抱えるわけなのでお互いさまじゃないですか。ですから、本当は、それは全て自前でやっていいのかという議論は残ると思います。

できてしまったものはしょうがない。まさか潰すわけにもいくまいというのであれば、仮にこれから余剰のキャパが生まれてきたときにこれをどう活用するか。例えば周辺自治体からごみを受け入れて小銭を稼ぐとか、そういう計画がないと本当に赤字になってしまう。ごみの減量はいいことだと思います。市民が減量されるのはいいことだと思うので。ただ、キャパを残すのはあまりよいことではないので、そこは少し。くどいですが、ちゃんと試算の更新を重ねて、仮に余ったときはどうするか。周辺自治体は今どうなっているか、オーバーキャパになっている自治体はないのかとか、そういうところを目配りしていくことは必要かなと思います。

あと、時間ももったいないので手短かに1点ほど。これも私、船橋市民ではないので勝手なことを言うかもしれないのですが、可燃ごみはせめて有料にしましょうよというのは、これは常識でありまして、ごみについてはコスト意識を持ってもらうということもあります。金沢市が来月から入れることで大もめしているようです。市民の方々からいろんなご意見があるとは思いますが、ごみを出すというのはどういうことなのかということ。それについて、正確に言えば大した金額ではないので、少しコスト意識を持ってもらうという観点からごみの有料化は進めていくべきだし、委託もそうだと思います。100%委託しろと言われたら、災害時どうするんだとか、ノウハウが消えるとか言いますが、今のレベルの委託水準は低過ぎるだろうということなので、そこは委託の比重を上げていく。ただ、あわせて人員の整理というものも見直さなければいけない。今の担当者が退職された後に補充しないという形も一つありますし、もちろん積極的な配置がえというやり方もあると思いますが、全体としては委託比率を上げていく方向が妥当かなと思います。

## ○谷本副会長

ご質問が3点と、今に関連して1点意見ということになりますが、まずお伺いしたかったのが、4ページ目の資料の中で、不燃ごみからリサイクルに行っているものと、資源ごみという形で瓶、缶、ペットボトルがリサイクルセンターに行っていますが、不燃ごみの中で分別できていないもの、つまり、瓶と缶、ペットボトルも含めてですが、こういったものが不燃ごみの中にまざってリサイクルされているという前提で考えていいのかということをお尋ねしたいのと、その下に有価物とありますが、この有価物は、古紙なのか、それ以外のもも含めてのことなのかというところが1つ。

それから、先ほどの行革のご担当からのご提案では、ごみの減量をすることによって行革効果を上げていくというふうにお話があったのですが、今の清掃のご担当の資料を拝見する限りでは、家庭系ごみは継続的な減少傾向にあって、下げどまりが見られるからこれ以上減らせないというふうにごこの資料からは読めてしまうのですが、その辺について所管課としてどうお考えになられているのかということが1点です。

あと、民間委託はある程度進めなければならないという今の佐藤先生のご意見には賛同するのですが、ただ、1点、今、災害時というお話もありましたけれども、全て委託となった場合に、災害廃棄物等々の対応に行政として責任を持った対応ができるのかどうかという問題が出てくると思いますし、もう一つ、都内では結構問題になってきていますが、高齢化が進んで、住宅から集積場所まで、いわゆるステーションまでごみを出せない単身の高齢者の方たちが増えていて、船橋の実態は、私、数字をいただいているのでわからないのですが、そういったケースが出ていた場合、委託業者にやらせるという手も一つですが、あまりそこばかり委託に任せるのは難しかったりということもありますので、例えば退職者の活用であったりというところで、今後、高齢化社会の中でごみの収集システムがこれまでのような形で対応できなくなってくる部分もありますので、収集方法の見直しに当たっては、そういったところについてのご検討も必要になってくるのではないかと気がなりましたので、民間委託そのものを進めるということについて反対はしませんけれども、進められるに当たってはそういったところを留意していただく必要があるのではないかと思います。

最後のほうは意見で、前半の3つはご質問をした上でまた意見を申し上げたいのですが。

#### ○資源循環課長

まず、4ページの不燃ごみに関してでございますが、船橋市におきましては、缶や瓶は資源ごみになります。不燃ごみとして区分されるものにつきましては、例えば瀬戸物であったり、ガラス容器であったり、玩具とか刃物類、体温計、あるいは小型家電なんかも分類としては不燃ごみになります。ここからリサイクルに行っているものは、要は破砕して処理しますので、その中から鉄製のものであったり、アルミ製のものであったり、そういったものを集めまして資源回収業者に売却しているものがリサイクルとして出ているものでございます。

2点目の有価物でございますが、有価物につきましては、新聞、雑誌、雑がみ、段ボール、紙パック、古着、毛布、こういったものを分類としては有価物としてしているところでございます。

それと、7ページの部分でしょうか、下げとまりの傾向の部分ですが、こちらの可燃ごみにつきましては、収集回数の見直しは14ページにございますが、説明の中でも差し上げたとおり、9ページにある1人1日当たり排出量等を見ても、他市との比較の中で減少傾向にあるものも多いという状況がございますので、収集回数の見直し、あるいはその後の状況として先ほどお話が出ました有料化等の検討も含めて、市民に対しての分別意識等、減量意識を高めていただいて、さらに減量を進めていかなければいけないと考えているところでございます。

それと、災害時対応とごみ出し支援の関係は、これはご質問ということで……。

#### ○武藤会長

委託の関係じゃないですか。

#### ○谷本副会長

はい。委託の関係での意見ということで。

#### ○資源循環課長

わかりました。

## ○武藤会長

よろしいですか。まだ続きがありますね。

## ○谷本副会長

今いただいたご回答の中で、不燃ごみというのは、出す段階では、基本的には、瓶とか缶とかペットボトルはまざっていないという前提で市のほうはお進めになっていると思いますが、実際に出てくるものの中には当然そういったものもまざっていますよね。これは分別収集の徹底率という問題ですが、そこはどの程度徹底されているというふうに理解されていらっしゃいますか。

## ○資源循環課長

確かに今ご指摘のとおり、特に各市状況で分別の仕方というのは違うこともございまして、例えばやかんとかフライパンとかは不燃ごみで収集している市町村が多いのですが、船橋市の場合には資源ごみとして缶のときに出してくださいということで、本来資源ごみで出せるものが不燃ごみとして出てきてしまっている状況は多くあると認識しています。ただ、その数量がどれくらいなのかというパーセンテージは持ち合わせておりませんので、そこについては分別の徹底をさらにしていく必要がもちろんあると考えているところでございます。

## ○本木委員

私、市民の立場から申し上げますと、不燃ごみの中に資源ごみが入っているということは、私ども生活実感としては非常に少ないです。分別回収というのは、私ども市民の立場からすれば相当進んでいるなというふうに感じます。だから、フライパンだとかやかんが不燃ごみの中に入っているということは、市民感覚というか実感としてはあまりないように感じます。

## ○谷本副会長

申し上げたかったのは、船橋市さんの収集の状況を見て気になりましたのが、実は神奈川県内、横浜とか川崎は資源の回収が非常に厳しくて、瓶とか缶とかペットボトルというのは、選別をして、洗って出してくださいというところまでの資源ごみ回収なのです。今おっしゃられた、鍋というようなものと一緒に資源ごみとして回収していなくて、先ほど容器リサイクルは取り組んでいらっしゃらないというお話があったのですが、容器は容器でということできちんと分別を徹底して、そのことによって再資源化したときの売り上げの収入を高くする。つまり、今日のご説明はなかったのですが、第3回のときの諸収入の資料6で出しているときに、資源ごみの売払金が歳入として入っていますというご説明はあったのですが、今日の資料にはついていませんでした。

ごみを減量していくところで市民に対して普及啓発を図っていくときに、一方で、市民に対して処理手数料を払ってくださいということと呼びかけることも大事ですが、そのこととともに、行政側の創意工夫で資源化を徹底することによって収入も上がっていますとか、並行してやっていく作業、つまり市民とパートナーシップでという中で、分けるところはもしかしたら厳しいかもしれないけれども、もっとさらに分別していただくと、より有価物として高く売れるんですというところのアピールもできる可能性はあると思います。

今、本木委員がおっしゃったように、分別していない方はいないという実感はおありになると思いますが、ただ、船橋の場合もどんどん都市化が進んでおりますよね。よそから入ってこられる市民の

方たちも増えていく中で、新住民の方たちにそういったところを全部徹底していく。特に集合住宅なんかはそうですけれども、なかなか難しいというのが都市化の実感として出てくるはずですので、そういったところを配慮してごみの有料化、特に有料化というところで上げていく場合には、同時並行で行政側の努力というものを見せていかないと市民の理解は得られにくいという点もあると思います。その辺のご配慮が必要かなと思いましたが、コメントとして申し上げます。

#### ○本木委員

資源ごみというのは、今、私どもが行政から、市民として協力をしてください、今こういうことが非常に問題ですと言われているのは、可燃物の中に紙類が非常に多い。これは有価物として整理できるものであると、これはあります。これが35%ぐらいでしたか。

#### ○資源循環課長

30%のうちの15%ぐらいが回収できる見込みです。

#### ○本木委員

ということで、我々は行政と一緒に、この部分は何とかならないのかということは今一生懸命やっていますところ。だから、不燃ごみの中に資源ごみが入っているという発想は私どもにはあまりなかった。むしろ今取り組んでいるのは、可燃物の中に有価物が入ってはいないかと、この部分です。

#### ○大野委員

最初に質問をいろいろさせていただきましたが、それらを含めてお願いしたいのです。委員の中にも意見がありましたが、よその県がやっているからこうだよ、だけではなくて、例えば秋田と千葉だけが無料であってもいいじゃないですか、もしやれるなら。そうしてください。それから、お金を取らないでできるならやってくださいと思うんです。それが市民の心ですよ。

ですから、皆さんにお願いしたいのは、きちんとチェックして、それをやらなければこんなに困るんだということがわかるようにしていただきたい。最初にお話ししたのは、そういう計算が全部済んだんですかということを知りたかったのです。そういうことをやった上でわかるようにして、だからここを落とすということをやっていただきたい。つまり、変えていくのにも段階的にきつといろいろあるのだと思います。最初からすぐ、ごみの有料化をします、回収は3日から2日にします、ではないのだと思っています。皆さんが独自に進められる事業だと思うので、その辺を段階的に進めていただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

#### ○本木委員

賛成ですね。私どもそういうふうな視点から受けとめています。我々市民としても、自治会連合会としても。有料化というのはこちらへ置いて、とにかく3回から2回にすることでひとつ協力してやっていきましょうよ。そこでどのくらいのごみが減量になって、そうするとどのくらいの経済的効果があって、それを見た上で必要ならば有料化を考えましょうよと、こういうふうに私ども今行政から説明を受けています。そういう理解でいいですよ。



## ○大野委員

私が言いたかったのは、3回から2回ありきではないですよと言いたかったのです。焼却場だってたくさん燃やせるようになって、そして、3回集めるのと2回集めるのは、外部委託したときには、3回集めて、夜間収集を行っても、市で行うより安いわけでしょう。そういうことを考えていくと、まだまだ検討するところはあるのではないですか。できたら3回やってもらほうが楽なんですよ、市民だって。いいじゃないですか、船橋だけが3回だよそれが全て2回でやっけていても、うちは3回できちっとやっていますよ、これだけやれますよと。これはナンバーワンですからねと。だから、そんな意識も持った上でもう一度検討していただければありがたいということと言いたかったのです。

## ○武藤会長

よろしいですか。それでは、私から。

現在は1つの工場だけで処理していますよね。現在も2つですか。そうすると、建て替えは、操業しながら建設していると、そういう状況ですか。

余っている場合は他の自治体から購入したらというご意見もございましたけれども、清掃工場が1つしかないところは、中に炉がいくつああって、その1つをとめて定期点検を行い、残り2つで燃やしているとか、そんなふうに行っているのかなと思いますが、1つしかないところも結構ございますし、それから、焼却場の足りない小金井市から持ってくるわけにはいかない、手を挙げて、うちもやりますというわけにはいかないでしょうから、近いところと協定を組みながら協力することは大事だと思います。

それから、委託の話ですが、国分寺市がごみの収集を全部委託して、委託した業者が潰れてしまってパニックに陥った。そこから公契約条例というのが国分寺市は始まっていますが、やはり全部委託するのは望ましくないとしても、今の状況は、佐藤委員が指摘されたように、もう少し委託を進めていけばいいのかなというふうに思います。

それから、回収の減ですが、3回から2回にしたからといってごみが減るわけではなくて、先ほどあった可燃物の中に有価物がまざっているという、このことを住民にしっかり理解してもらうことが必要なので、回収回数減のときに自治会を通じていろいろと説明されると思います。私、市川市在住ですが、今年度から2回に減りました。昨年度、自治会の中で盛んに説明をして、例会の中でもそういうことを徹底していこうではないかということ話し合いました。自治会を通じて説明するということが最も一般的かなと思いますが、そこで、分別収集の徹底についても回収の減とともに広報していくことが重要かなと思います。

有料化についても、有料化するとごみが減るということは、統計を見ると最初の2～3年だけは減っていますね。でも、すぐ戻ってしまうということが多いので、これも今申し上げた分別の仕方の徹底ということを市民に理解してもらうことが重要だと。要するに、市民の理解を得る。これはお二人の委員さんが指摘されたことかと思えます。市民の協力があれば減量は進むけれども、市民の協力がなければ、中間処理のコストが高くなるだけですので、その点は市民に対する説明を十分に徹底してほしいと思います。

それでは、ごみ収集に関してはこのくらいにさせていただきまして、何かほかに思い出したご意見や気づいたことがございますか。

なければ、ここで少し休憩を入れたいと思います。再開は5時20分ということにさせていただきます。よろしくお願ひします。

(休憩)

## ○武藤会長

それでは、再開させていただきます。

扶助費と補助費について、あわせて説明を所管課からお願いいたします。

## ○政策企画課長

政策企画課でございます。

再び、資料のインデックス3の7ページをまずご覧いただきたいと思います。

本市におけます扶助費の構成割合等について、これからご説明いたします。

扶助費につきましては、平成28年度の決算の中で見ていきますと、基本的に、民生費、それから、教育費、衛生費、この3つに限られます。扶助費は、そのほとんど、97%が民生費に集中しているという状況でございます。

ちなみに、教育費につきましては、左側の吹き出しをご覧いただきたいと思いますが、私立幼稚園就園奨励費補助金、それから就学援助費、こういったものが扶助費に分類されます。

それから、衛生費につきましては、小児慢性特定疾病医療事業費ですとか特定不妊治療費助成事業費、それから養育医療給付費、こういったものが衛生費に分類されます。

それでは、8ページをご覧いただきたいと思います。では、民生費の内訳はどうなっているかということの構成比をご説明いたします。

民生費につきましては、まず、約47%になりますけれども、半分近くが児童福祉費ということになります。続きまして生活保護費が約158億円で31%、続きまして社会福祉費が109億円で21%というふうになります。このうち生活保護費は国に基づく法定給付ということになりますけれども、社会福祉費についてご説明いたしますと、左側のちょうど真ん中辺をご覧いただきたいと思います。まず、介護給付費というものがございまして、それから、2つ飛ばしまして、訓練等給付費というものがございまして、これは障害者総合支援法に基づく障害者への法定サービスということで国が定めた法律に基づく事業ということになります。それから、これは28年度の特徴でございますけれども、臨時福祉給付金の制度がございました。これが特殊要因として25億円ほどございます。

続きまして、9ページをご覧いただきたいと思います。これが民生費の過去5年間の伸びを示したものでございます。左から申し上げますと、まず扶助費（児童福祉費）につきましては、5年間で、金額ベース、決算ベースですけれども、36億円、それから、生活保護費につきましては9.2億円、それから、社会福祉費は、伸びとしては45.3億円と非常に大きいのですが、28年度、ちょうど臨時福祉給付金がございましたので、臨時福祉給付金を除きますと大体84億円ぐらいになりますから、実質的に20億円ほど伸びているという状況です。

続きまして、10ページをご覧いただきたいと思います。9ページは国の法定事業を含む全体事業の伸びでございました。10ページにつきましては市の単独事業としての扶助費の伸びでございまして、まず、左側が扶助費になりますけれども、児童福祉費としましては26億円ほど伸びています。何が伸びているかと申しますと、子ども医療扶助費、この辺は基本的に都道府県の事業ということでございますけれども、この辺が伸びている。あとは、保育所運営費の管内分ということで、これは公立保育園に係るお金でございまして、それから、社会福祉費の部分については、緩やかながら伸びているということでございますけれども、重度心身障害者医療扶助費ですとか、基本的には障害がある方への

扶助費ということになります。ですから、社会福祉費のほうの圧倒的な伸びについては、国の法定事業の伸びということがここでわかってくるかと思えます。

11 ページをご覧いただきたいと思えます。

では、改めまして、一番のボリュームゾーンでありました児童福祉費についてご説明いたします。

児童福祉費についての 62%ということで大半を占めているのが児童措置費になります。ただ、児童措置費のうち、国の手当でございすけれども、児童手当が 101 億円ということで 4 割を占めているというところがございます。続きまして、保育所費、その他ということになります。児童手当以外の児童措置費につきましては、左側の説明の真ん中をご覧いただきたいと思えますが、先ほど申しました子ども医療扶助費、それから、ひとり親の手当であります児童扶養手当、あと障害児通所等給付費というのが主なものでございます。

保育所費につきましては保育所運営費と保育所施設管理費、それから、その他の部分でございすけれども、こちらは、小規模保育事業費ですとか認定こども園運営費、あとは母子家庭等医療扶助費が主な構成割合になっております。

続きまして、12 ページをご覧いただきたいと思えます。

では、児童手当以外の児童措置費の中での、過去 3 年間になりますけれども、伸びでございす。

まず、子ども医療費につきましては 1.6 億円、それから、児童扶養手当は国の手当ではございすけれども、0.2 億円、それから、ここで一番大きな伸びを示しているのが障害児通所等給付費ということでございす。実は、これも国の法定事業ということになっております。これは、俗に放課後デイと言われている、障害があるお子さんを放課後にお預かりする事業ですけれども、届け出で事業が開設できるですとか、保護者負担が非常に軽微ということで、最近急増している事業というふうに言えます。

では、続きまして、13 ページをご覧いただきたいと思えます。13 ページにつきましては、子ども医療費の助成についてご説明させていただきます。子ども医療費の助成につきましては、各都道府県の事業としてほぼ全国的に行われておりまして、県の事業スキームで補完できない部分については各市町村が独自の制度で上乗せしているという状況でございす。近隣自治体の状況ということで近隣市を挙げさせていただきました。それぞれ、自己負担額の多少の差ですとか所得制限の導入等、多少各自自治体によって違いはございすけれども、船橋でご説明いたしますと、医療費の助成については、県の基準で申しますと、入院についてはゼロ歳児から中学校 3 年生まで、それから、通院と調剤につきましては小学校 3 年生までというふうになっております。ですから、船橋市独自としましては、小学校 4 年生から中学校 3 年生までを見ているということで、28 年度の決算で言いますと約 6.7 億円という状況になります。これは全国的な傾向でもありますので、中核市長会を通しまして、国による子ども医療費助成制度の創設ということをご提言したところでございす。

では、続きまして、14 ページをご覧いただきたいと思えます。残りの部分になりますけれども、児童福祉費の児童措置費の次にあります保育所費の内訳でございす。保育所費につきましても、やはり、過去 3 年間で非常に大きな伸びを示しているところがございます。この辺の問題につきましては、待機児童対策ということで後で所管課のほうからご説明がありますので、あくまでも金額ベースの説明というふうにさせていただきます。保育所運営費ということで、保育所施設管理費とあわせてあります。

続きまして、15 ページをご覧いただきたいと思えます。15 ページは補助費のご説明になります。補助費につきましては、約半分、47%が民生費、続きまして、衛生費、総務費、その他というふう

なります。

衛生費につきまして、ご覧いただきたいと思います。左側の一番下になりますが、まず、一番大きな金額としての内訳は病院事業会計負担金ということで、これは、市で医療センターを持っておりますので、総務省の繰出基準に基づきまして毎年 20 億円ほど市の一般会計から負担しているというところでございます。

続きまして、四市複合事務組合斎場分賦金ということで、船橋は斎場を持っているのですが、近隣と一部事務組合を構成しております。今ちょうど第2斎場を新しく建設するというので、その市の負担分ということになります。

続きまして、総務費の部分でございますが、税収入返還金は事業費ということではありませんので置いておきまして、町会・自治会に設置していただきます防犯灯の維持管理費補助金、それから、28年度については個人番号カード交付事業費。

その他の部分につきましては、教育費の中での私立幼稚園就園児補助金、それから、経済部で言っているところの中小企業融資利子補給金、それから、これはまた総務省の繰出基準に基づきますけれども、船橋には地方卸売市場がございますので、そちらの補助金がございます。あとは、私立幼稚園運営費補助金というのが主な内訳になります。

16 ページをご覧いただきたいと思います。これは補助費等の5年間の伸びの推移をあらわしたものでございます。衛生費の伸びにつきましては斎場の負担金の関係でございます。ほとんどが横ばいあるいは下がっている中で、伸びている部分については民生費ということになります。特に商工費、茶色のところですが、27年度の10.1億円が28年度には4.5億円と約半分になっておりますけれども、これは、ちょうど27年度にプレミアム商品券の制度がございまして、ここで一時的に増えているという状況でございます。

では、17 ページをご覧いただきたいと思います。民生費につきましての内訳の説明でございます。民生費につきましては、75%が児童福祉費ということでございます。そのほか、社会福祉費、老人福祉費の構成になっております。

社会福祉費につきましては、民生委員活動費ですとか市の社会福祉協議会の助成交付金や補助金関係が占めております。

老人福祉費につきましては、敬老行事交付金ですとか軽費老人ホームサービス提供費補助金が主なものを占めております。

18 ページをご覧ください。児童福祉費のうち約76%を保育所費が占めているということでございます。

それから、その他の事業につきましても、一時預かり事業費ですとか認証保育所運営費補助金、認定こども園運営費補助金と、基本的に保育事業関係の補助が全体を占めているということが見えてまいりました。

それから、最後になりますけれども、19 ページをご覧いただきたいと思います。児童福祉費の過去5年間の推移になります。基本的に、これは、民間保育所の運営費の補助ですとか施設関係の整備に関する補助、それから、土地・建物の賃借料の補助ということになります。27年度から一番上のその他の部分が急が増えていますが、27年度につきましては、まず、子育て世帯臨時特例給付金というものがございました。それから、子ども・子育て支援制度が開始したことによりまして、小規模保育事業とか認定こども園、一時預かり事業、さまざまな受け皿ができたことによりまして、この部分が増えているという状況でございます。

説明は以上でございます。

### ○武藤会長

ありがとうございました。扶助費と補助費についての説明がございましたが、両者ともに幅広い事業にわたっていることがよくわかります。

扶助費については、児童手当や生活保護費など、国の制度による事業のウエートが大きいほか、子育て支援の分野、特に保育事業については、近年、主に都市部で待機児童が社会問題化となっているため、船橋市においても、説明を伺ったような中では、保育事業について、扶助費、補助費ともに事業費の伸びが大きいようです。

そこで、まずは保育事業について取り上げてみたいと思いますが、よろしいでしょうか。

保育事業について所管課から説明をお願いいたします。

### ○子ども政策課長

子ども政策課のほうから資料5に基づきましてご説明をさせていただきます。資料5をお開きください。

まず1ページ目ですが、これは船橋市における待機児童の数をあらわしております。平成22年の174人から平成23年の152人と、ここで一回減ってはいるのですが、ここから毎年、待機児童数が増え続けて、平成27年で625人になりました。これは国基準の数字ですが、平成27年の625人は全国のワースト2位という状態でした。これは世田谷に次いで2位です。その後、625人とかかなり多くなりましたので、待機児童解消緊急アクションプランをつくりまして、待機児童数を減少させることができたということになっております。

ちなみに、平成29年は81人まで減らしてしまっていて、27年が全国ワースト2位だったのですが、29年は89位という形になっております。

待機児童解消緊急アクションプランとはどういうものかということで、まず、2ページをご覧ください。ただければと思います。

待機児童解消緊急アクションプランをつくるに当たりまして、左側のほうに書いてありますが、待機児童数増加の主な要因といたしましては、まず、保育需要が増加してきているだろうと。そのほかには、船橋市の特性でもありますが、大・中規模マンションの開発がかなり増えてきていたということと、あとは供給量を上回る需要の伸びという形です。それと、保育士の不足を要因とした待機児童数の増加というところもございました。

それを受けまして、緊急対策として、まず1つ目、保育の受け入れ枠の緊急拡大というところで、こちら辺を計画いたしまして、まずは整備を加速化していきましょうという形で考えました。これはどういうことかといいますと、まず、1・2歳の待機児童の伸び率を考えたときに、1・2歳の待機児童715人分をつくっていきましょうと。715人分をつくると、0歳から5歳までは2,000人分の整備量が必要になりますという形です。

その右側に行ってくださいますと、認可保育所と小規模保育事業の効率的な整備をしていきましょうと。これについては、市のほうで優先地域を定めまして、ここで公募を行わせていただいて施設の整備を行ってきました。ここに関しては、賃貸借によってスピード感を持った整備がここから増えてきたという形になっております。そのほかにも、既存施設の定員拡大、右側のほうに行ってくださいますと、認証保育所制度の拡充、認定こども園への移行支援、幼稚園における一時預かり事業の促進、

このようなことを実際実施してまいりました。

下の段に行ってくださいと、大きい柱としての2つ目は保育士の緊急確保というところで、まず、保育士不足を要因とした待機の解消ということですが、平成27年4月1日の段階で保育士不足によって280人以上の待機が発生していたという形で実績がございます。こうしたことから、市としても、保育士の処遇改善だとか保育士確保キャラバン、保育士養成修学資金貸付制度、これは潜在保育士ですが、保育現場復帰のための職場体験、このようなさまざまな事業を行ってまいりました。その結果として待機児童数を減らすことはできたのですが、3ページをご覧ください。待機児童解消緊急アクションプランを実際に行ってきた実績という形で書かせていただいております。

まず、「整備の加速化」につきましては、0歳から5歳までは最大2,000人分の数をつくっていきましようという形で行ってきたのですが、結果といたしましては、27年度は、22施設、1,366人分、28年度は、23施設、1,021人分ということで、2,387という枠を確保することができました。1・2歳715人分という話をさせていただいたのですが、これも、27年度が521人、28年度が373人で、894人ということで、当初の目標であった715人をクリアしてきている形になっております。

その下の「既存施設の定員拡大」というところも、7施設で、27年度、28年度になりますが、181人分増加。部屋に面積的に余裕があるところについては、定員を多く受け入れていただくような形でお話をしているところでございます。そのほか、認証保育所、認定こども園、一時預かりも実績を書かせていただいております。

4ページをご覧ください。ここで大きな柱の2つ目、保育士の緊急確保についてですが、まず、公立保育所の保育士の確保に向けた緊急対策というところで、保育士の臨時職員の賃金につきましては、当初、時給1,220円だったのですが、28年1月からは1,510円という形に変えております。実際、人勧の関係もありまして、平成29年4月からは1,540円という形になっているところでございます。

その下ですが、保育士1人当たりの補助という形で、もともと2万4,950円という形だったのですが、平成28年度からは3万1,980円という形で増額をして、平成29年度は3万2,110円、期末手当に至っては7万1,460円という実績となっております。

そのほか、保育士確保キャラバン、保育士養成修学資金貸付制度、保育現場復帰のための職場体験というのは、それぞれ実績を書かせていただいているところでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。5ページは今ご説明をさせていただいたものをグラフにさせていただいたもので、平成27年度から29年度にかけて保育の受け入れ枠を拡大させていただいて、2,775人分、これは認証保育所だとか保育ママだとか全てを含めた数字になってはいますが、ここで増やしてきた分について、1,067人から379人まで、これは市基準という形になってはいますが、減らすことができたというところです。国基準に関しては、右下のほうに参考値という形で、27年625人、28年203人、29年81人という形で減らさせていただいております。

これまでアクションプランを行ってきた現状ですが、6ページをご覧ください。6ページは、今、国のほうが新たに子育て安心プランを打ち出してまいりました。これは平成29年6月ですが、これによりまして、もともと国のほうは、これまで待機児童解消加速化プランということで、平成29年度末を目標に数字をつくってきたところがあります。ただ、当初の予定よりも待機児童が増えてしまっているというところもございまして、結果的に待機児童解消加速化プランでは賄い切れなかったというところもございまして、新たなプランということで子育て安心プランを出してきたというものです。

このプランの内容といたしましては、今、待機児童数は、平成 28 年 4 月の段階で全国的にも 2.4 万人いる。実際、29 年 4 月だと 2.6 万人とちょっと増えてきているようですが、それを平成 32 年度末までにゼロにしていきたいと思いますということで、22 万人分の枠を確保していきたいということでございます。そこで待機児童ゼロを達成して、その後 2 年間かけてゼロを維持していこうという計画です。10 万人分をつくって。この前提となってくるのが、女性の就業率は 80%まで上がるだろうという想定の中で計画されているものでございます。

続きまして、7 ページをご覧くださいいただければと思います。

まず、7 ページの 1、子育て安心プランにつきましては、ご説明した内容を書かせていただいているのですが、国の想定からいきますと、女性の就業率が 80%まで上がるというところで、保育の利用率も同時に上がっていくということが言われております。保育の需要率については、国のほうの数式を見ますと、大体年平均で 2.7%ずつ上がっています。その 2.7%ずつを加味していきますと、平成 34 年末の国の 1・2 歳の保育利用率は 60%ぐらいになるだろうと見込まれております。

それをもとに市のほうで、2 番になります。待機児童が多い年齢は 1・2 歳になりますので、まず 1・2 歳でシミュレーションさせていただきました。この 1・2 歳の待機児童を解消するための数字として、国のほうの 2.7%ずつ利用率が上がるであろうというところと船橋市の児童推計を当てはめていきまして、船橋市の保育需要率が 29 年度は 40.5%だったので、そこから 2.7%ずつ上昇をかけていく。それに基づいて、保育需要数の見込みと保育の受け皿の関係性で、市としては、30 年度以降も 1・2 歳としては 270 の数字を整備していくという形で、32 年度末には保育需要と受け皿の数字として逆転しますので、ここで待機が解消に向かうのではないかという推計を出しているところでございます。

ただ、こういった形をつくっていこうとは思っているのですが、今、国のほうでも、幼児教育・保育の無償化というところでの議論がされております。つい先日、1 月 23 日にも、国のほうの有識者会議が開催されて、この 6 月ごろに提言が出される。これは 3 歳から 5 歳を無償化していくという認可外保育の関係も出てきまして、無償化の範囲がまだ決められていないというところで、それも議論しているところだと。そういった国の動きもかなりこの部分には影響してきますので、そういったところも見ながら今後は待機児童対策というところに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

子ども政策課からは以上でございます。

## ○武藤会長

ありがとうございました。

ここまでのご説明でご質問やご意見がございましたらお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

谷本委員、お願いします。

## ○谷本副会長

今ご説明いただいたところを先にご質問します。

待機児童の解消は、非常に積極的な取り組みをされて、成果を上げられているということがご説明で非常によくわかって、努力されたんだなと思って評価をしたいと思うのですが、じゃあ、これで一体いくらかかったのか。先ほどの、お考えになられている 1・2 歳児の平均 270 人分を整備し

ていくとどのぐらいかかるのかという、細かな数字は結構ですので、実際これだけの待機児童解消の取り組みをされて、経費として大枠でどのぐらいなのか。いろんなところに費用が飛んでいますので、トータルでわかりづらいので、その辺をまず教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○子ども政策課長

決算がいろんなところに飛んでいます、施設の整備の部分でのお話という形でよろしいでしょうか。

#### ○谷本副会長

施設の整備以外にも、例えば、保育士の確保に向けた緊急対策で臨時職員賃金を上げたりしていますよね。こういうものも今後やっていくとすれば展開の中で当然そこで人件費が上乗せされていくわけで、国のほうもそうですが、単に施設整備費というところで金額が出てくるのですが、実際そこを今度拡大した後、運用していく側としてはその分の経費も上乗せされていくわけで、責める話ではなくて、むしろ、これはやっていかなければいけない話なので、これをやっていくに当たって、いくら今後必要経費が見込まれますということをお示ししていくことはとても大事だと思うのです。単純に施設整備ということだけではなくて、「これだけのことをやっていくためにこれだけの経費が見込まれます」でいいと思いますけれども、多分、ここを出していただかないと、これからの子育て支援の部分は、いろいろ対応をとっていかなければいけない。さっきの子どもの医療費の話もそうですけれども、充実させていかなければいけないということは明らかかなところだと思いますので、もし今すぐ出なければ次回でも結構ですので、施設整備以外の全体の数字を教えてくださいということをお願いします。

#### ○子ども政策課長

今、委員がおっしゃられたとおり、整備を続けていくと、人の関係も、そのほか運営費の関係など、そこら辺がトータル的に増えていくというのが出てきますので、それについて計画した数字を増やしたときに、じゃあ、どのぐらい運営費が増えるのかとか、そこら辺は、今、正確な数字は持っていないので、またそこら辺は、次回か今後か、やらさせていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

#### ○武藤会長

すみません、私のほうでミスをして、ページ8に保護者からの保育料ということの説明が載っていて、利用者負担ということですね。これについて所管課から説明をお願いいたします。

#### ○保育認定課長

保育認定課長です。保育料のほうをご説明させていただきます。資料5の8ページになります。

保育所等の保育料につきましては、お子様の年齢と保育必要量、これは保育標準時間と保育短時間という区分になっていまして、標準時間の場合は11時間、短時間の場合は8時間の利用を想定しています。それと保護者の市民税額によって決まることになっております。ただし、国が上限額を定めておりますので、その範囲内で市町村が定めることとなっております。また、小学校就学前子どものうち、第2子は半額、第3子以降は無償となります。



下にあります表が平成 29 年度の保育標準時間の保育料表となっております。

表の左側を見ていただきますと、保護者の課税額について A から D12 まで 19 の階層が定められております。下に行くほど課税額が大きくなりまして、保育料も高くなっているということで、応能負担の考え方が取り入れられています。

次に、表の上側を見ていただきますと、お子様の年齢について、3 歳未満、3 歳、4 歳以上という区分となっております。また、第 1 子、第 2 子とありまして、第 3 子以降は無料となっております。年齢の低いお子さんのほうが 1 人の保育士さんが保育できる人数が少なくなりますので、そういったことなどから、年齢の低いお子様のほうが保育料は高くなります。先ほど申しましたように、これは保育標準時間の保育料表ですので、同じような表が保育短時間についても定められております。

保育料についてこのように定まっておりますが、課税額の階層が国のほうが定める上限額では 8 になっております。うちは 19 まで分かれていますのですが。あと、子どもの年齢の区分についても、国のほうの基準では 3 歳未満と 3 歳以上の 2 区分になっていまして、本市の保育料表はそれに比べると大分細かくなっています。

このように、保育料については各市町村がそれぞれに定めておりますので、各市町村まちまちです。このために他市との比較は難しいのですが、比較をしたのが 9 ページ目になっております。比較をしておりますのは中核市 43 市と近隣市 9 市の計 52 市で、本市を含めると 53 市になっております。

一番左側の「平均」となっております欄は、本市の保育標準時間の適用を受けている世帯を各市の保育料表に当てはめて、それによって算出された保育料の平均を比較したものになっています。本市は高いほうから見ると 44 番目ということで、比較的安いほうに入っております。ただ、この比較は保育料表に当てはめるという作業でやっていますので、保育料表に反映しない保育料の軽減、例えば、先ほど、小学校就学前のお子様には第 2 子半額という制度があるということをご紹介しましたが、小学校就学前に限らず第 2 子は半額というふうにやっている市があると、ここの表の比べには反映していないことになっております。

次の「最高額」という欄は、各市の保育料表の最も高い金額になっています。国の定める限度額は月額 10 万 4,000 円ですが、限度額どおりに定めている市はありません。本市は 6 万円となっておりますが、平均で見ると本市より保育料が高いところでも上限は低いところもありますし、逆の例もございまして。最高額が 6 万円よりも高い市は 29 市、安い市が 23 市ございまして、本市は高いほうから 30 番目、真ん中に近いところになっております。

次に、「独自多子軽減」という欄がありまして、独自の多子軽減制度を持っている市は「○」、ない市には「×」をつけております。国の制度では、小学校就学前子どものうち、第 2 子は半額、第 3 子以降は無償でして、28 年度からは、市民税所得割額が 5 万 7,700 円未満の世帯についてはこの年齢制限が撤廃されております。

この多子軽減制度について、国よりも高い階層まで年齢制限を撤廃しているですとか、あるいは第 2 子の半額を無料にしている市もございまして、そういった独自の多子軽減を実施している市は 34 市、やっていない市は 18 市でして、本市の場合は独自の軽減策はございません。

最後に、国のほうで現在議論されている幼児教育の無償化についてご説明させていただきます。

保育料負担の軽減については、これまでも、幼児教育の段階的無償化ということで、28 年度に、先ほど申しました市民税所得割額が 5 万 7,700 円未満の世帯について年齢制限が撤廃されていまして、同時に、市民税所得割額が 7 万 7,101 円未満のひとり親世帯については、第 1 子が保育料半額、第 2 子が無料になっております。29 年度には、市民税非課税世帯の第 2 子が無償とされております。

今後につきまして、資料の 10 ページにあります新しい経済政策パッケージのほうで示されておりまして、まず第一に、「3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する」。

「上記以外の」というのは認可外になりますが、「(上記以外の)無償化措置の対象範囲等については、来年夏までに結論を出す」。来年夏までと昨年言っていますので、今年の夏までに結論が出ると思われま

す。「0歳～2歳児についても、当面、住民税非課税世帯を対象として無償化を進めることとし、現在は住民税非課税世帯の第2子以降が無償とされているところ、この範囲を全ての子どもに拡大する」というふうに記載されております。

「2019年4月から一部をスタートし、2020年4月から全面的に実施する」とされております。

これ以上に具体的な通知についてはまだ出されておられませんので、本市としても、これ以上の情報はありませんが、このとおりに実施されるとかなりの部分で保育料が無料になるというふうに考えられます。

以上でございます。

#### ○武藤会長

ありがとうございました。

それでは、質問を続けたいと思いますが、谷本委員、追加はございますか。

#### ○谷本副会長

補助金のほうで、ご質問というかご確認も含めてですけれども、資料としてご提供いただいたもののほかに、先ほど、席上配付だと思うのですが、平成21年12月の「船橋市補助金の見直し方針」というのをいただいているのですが、これについて、どういった取り組みが実際になされて、どういう効果があったのかということはこの資料には書かれていないので、せっかく見直しをされたのであれば、何が変わったのかというところの……。

#### ○武藤会長

その点については次の議題のところでは私のほうで触れさせていただきます。

#### ○谷本副会長

では、そのときでも結構です。

#### ○武藤会長

後で回答があると思います。

#### ○谷本副会長

先ほどいただいている本体の資料の中で、補助金を出している一覧表は出しているのですが、対象となっている補助金名が、もしこの後に見直しをされるならという前提ですけれども、個人を対象としているものと団体を対象としているものが混在していて、実際、この補助金がどういう根拠に基づいていて、どういう政策効果を求めている、それをちゃんと検証していたのかというところ

ろがこの資料の中に全くないので、これだけお示しいただいても、どういう形で補助金についてコメントしていけばいいのか非常に悩ましいというか困るところがありましたので、そのあたり、資料作成についての考え方を教えていただけますでしょうか。

#### ○政策企画課長

政策企画課長でございます。今、谷本先生からおっしゃっていただいたのは、インデックス3の20ページからですよ。実は、これは先ほど武藤会長からおっしゃった次のテーマの中でご説明をさせていただこうと思っておりますので、そのときまたよろしくお願いたします。

#### ○谷本副会長

わかりました。

#### ○武藤会長

では、佐藤委員、お願いします。

#### ○佐藤委員

まずは2点ほどですけれども、待機児童の解消であれ、医療費の無料化であれ、留意すべきは周りの自治体との関係で、言うまでもないですけれども、自分たちだけ一生懸命に待機児童対策をやっても、周りから児童が流入してくれば全く不足は解消しないので。横浜市だって、待機児童ゼロ宣言をしたらまた増えたという笑い話があるぐらいですから。若い人は特に移動しやすいですし、保育園の充実しているところを選んで住みますので、となると、東京都と協力するのは無理だとしても、柏とか千葉市も含めて、待機児童対策については周辺自治体と共同歩調をとったほうが、一生懸命頑張っているほうがばかを見るという話にもなりかねないので。

それから、子どもの医療費の無料化です。既にやられていることですが、ここに出てくる予算の範囲にとどまらない問題があって、これは保険財政に直結するので。というのは、医療費が無料となれば、子どもは気軽に受診いたしますので、薬を買いに行くわけですから。となると、実は、この間から議論になっている、船橋市であれば市町村国保とか、組合健保系とか、そういったところの保険財政との兼ね合いにも目配りが本当は必要なのではないでしょうかということ。

それから、補助費であれ、扶助費であれ、今後見直しをしていくときに、多分、ターゲットになるのは単独事業だと思うので、補助事業もありかもしれないですが、国が定める法定事業は無理なので、基本的には、船橋市がやっている単独事業を集中的に、さっきご質問があったような、例えばフルコストがどれくらいかかっているのか、施設整備だけじゃなくて運営管理にどれくらいお金がかかっているのかとか、それも含めて、各単独事業のフルコストがどれくらいあって、それが今後、先ほど最後にご紹介があった国の政策によってどれくらい変わるのか。逆に、国が立てかえてくれるのであれば、そういう意味では、船橋市は支出が減るわけですから。どのぐらい国の政策と切りかえがきくのか、置きかえがききやすいのか。それから、本来、費用対効果を考えて見直すべきものなのか。単独事業に集中して、補助金もそうですけれども、精査していく必要があるのかなと思いました。

#### ○武藤会長

ありがとうございました。

特にご意見はございませんか。回答に関しては。

### ○子ども政策課長

ありがとうございます。先ほど、他市との協調という部分もいただきましたが、実際おっしゃるとおりの部分もございまして、保育士の確保とかは、実際に今、自治体間競争ではないですけれども、各自治体で取り合いみたいなことが一部言われているところもございます。

こうした中で、基本的に、子どもが入園できるのはその自治体という形になって、中には管外委託もありますが、船橋市の子どもは船橋市の保育所に入るという形で入所調整はされているところです。ただ、施設の整備だとか保育士の確保だとか、いろんな自治体がございまして、例えば、隣の市川市も、28年度は514人だった待機児童が29年度は576人まで増えている。習志野市も、70人だったのが338人にまで増えている。船橋市の両隣とか、あと浦安もそうですけれども、全部増えてきています。その中で船橋市だけ今減っている状態で、そうすると、例えば整備をするに当たっても、整備事業者がどこをターゲットにしていくのかとか、そういったところでもかなり市に不利な部分があったり、あと、今、都内で整備をするに当たっても、東京都として独自の補助をかなり増やしてきているんですね。保育士に関してもそうですけれども。そのことによって整備しにくい環境も出ている。そうした自治体間競争ではなくて、しっかりと国のほうでそこら辺は見えていただけないかということで市のほうも要望は出しているところですが、その中で、市川市とか習志野市とか船橋市とかがどういう形で協調できるのか。実際、今まではそれほど深い協調はなかったのですが、それは検討していく必要もあるのかなと思っていますところ。

### ○佐藤委員

多分、人は移動するので、特に若い人は、家を持っているわけではなく賃貸であったら、賃貸はアパートをかえられますので。一番怖いのは、市川市の方とか習志野市の方が船橋市に入ってくることで。横浜も全く同じ現象で、横浜市だって自分たちの市内の住民が受け入れ対象のはずですから。ですから、そういう人の移動もあり得るということは留意しておく必要があるのかなと思います。

### ○武藤会長

どうでしょうか。大野委員。

### ○大野委員

先ほど谷本委員が言われたこととほぼ同じですが、出してもらった書類を見ると、5年間の経費の変化と3年間の変化。3年間の変化は児童対策で使われて急激に伸びたのかなというふうに思っていたのですが、実際に計画を立てた時期からどれだけの経費が伸びているのか。伸ばしたことによってどれだけの子どもが、数からいくと81人に減ったということですが、どのようになったかと。そして、その後どうするのかという、この辺の見通しをきちっと持っていればと思います。

今まで私が聞いていたのは、船橋市さんの保育費関係、いろんな科目がありますが、足すと大変高いですよ、ほかのものに比べるとすごく高いですよと言われていました。でも、待機児童対策をやると、高いどころか、ひよっとしたら足りないですよということになるのかもしれない。そういうことを考えていきますと、その辺が私たちにわかるように説明できるものがあれば理解が早いのですが、当然、保育費は高いよと言っている、まだ待機児童がいるうちはもっと伸ばさなきゃいけないんで

すよということになると考え方ががらっと変わってきますので、この辺も含めて検討いただければと思います。

#### ○武藤会長

どうでしょうか。本木委員。

#### ○本木委員

何回か前にも申し上げたかと思いますが、この緊急対策などを見ても、現在の制度をそのまま使っていくとこうということになるというふうに受けとめられるのですが、現在の制度に少し見直しをかけながら待機児童の対策を考えていくという方法はないのでしょうか。

例えば、2人目の赤ちゃんが生まれて、産後休暇に入っている親がいると、上の子どもは今はそのまままいますよね。保育に欠けないわけですから、親がいるわけですから、この子どもは一時休園にして、2番目の子どもが生まれたときにはその子を優先的に入れるとか、そういうふうに制度を変える中で待機児童を減らしていくという方法は考えられないのか。

私は専門家ではないのでよくわからない、人からの聞きかじり等もあるので正確かどうかはわからないのですが、例えばそういうふうな方法で、現在の制度を見直す中で待機児童を減らすという方法はないのでしょうか。この辺は全然検討の中には入らないのでしょうか。

#### ○武藤会長

いかがでしょうか。

#### ○保育認定課長

保育認定課長です。今の産・育休の関係について言うと、産休中、育休中についても、保育を必要とする要件としては認められているので、現状では引き続き継続してお預かりしている状態です。一部市町村において産休中にお子さんを出すというような措置をとったところもあるのですが、かなり市民の方から反発を受けて、訴訟まで行ったかどうかははっきりしていませんが、撤回に近いような状態になったかと思しますので、そういう意味では、お子様の安定的な保育という観点から考えても、入れたり出したりということはなかなか難しいところがあるのかなというのが実際のところでございます。

#### ○本木委員

例えば、今おっしゃるような対象の幼児がどのくらいいたかというのは計算されているのでしょうか。

#### ○保育認定課長

要件として、下のお子様の育児休業という要件ですとか、出産、産休の要件で入られている方の人数はわかるのですが、今、手元に資料を持っていないものですから、いかがいたしましょうか、お時間をいただければ調べて……。

#### ○本木委員

なければ結構です。

#### ○保育認定課長

今すぐに出すのは難しいので、後日にでもお出しさせていただきます。

#### ○武藤会長

追加の資料でお願いいたします。

佐藤先生、どうぞ。

#### ○佐藤委員

今のご質問ともかかわるのですが、これまで緊急にやっていたのを、どこかで緊急をやめなければいけないので、いかに平時の体制に戻していくか。その中で見直すべき制度は見直すという視点は要るかなと。それは一般論です。

じゃあ、具体的にと言われたときに、私、今、練馬区の仕事をしているのですが、練馬区の発明品は幼稚園の活用だったんです。市独自の認定基準で練馬区の認定こども園をつくって、幼稚園はどうせあいているから、幼稚園のところに保育機能を入れていきましょうとか、そういうことをやっています。民間が多いから彼らが渋るのはわかりますし、どうせ文科省の所管でしょうということはあるのですが、ただ、今ある既存の幼稚園とかそういったところをどう使うかということは、目配りがあっていいということ。

やられているのかなとは思いますが、流山市が有名になりましたステーション保育は、要するに、駅でピックアップして遠方の保育園に子どもを送ってあげるということ。要するに、保育園によって定員充足率にばらつきがあるのであれば、そういった形で、近くの保育園にこだわるのは多分実際問題として無理だし、船橋市さんは大きな駅をいくつも抱えていらっしゃるしやいますので、その駅でピックアップすればいいでしょうということ。交通上の利便性もありますので、その手の議論はできるのかなと。そこを工夫しないと、多分、いつまでやっても、なかなかこの問題は解消しないかなという気はするのですが。

#### ○谷本副会長

ちょっと違う視点になってしまうのですが、その辺は非常に難しい話で、預けている親の側からすればいくらでも預けられたほうが良いという考え方もある一方で、子どもの状況、子どもが育つ、子どもが預けられる環境というところを見たときに、やはり保育の質の問題も一方では提起されているわけで、このあたりの微妙なバランスといいたいまいしょうか、親の都合、大人の都合で、子どもをそういった環境に置いてしまっているのかという議論も保育の専門家の方たちからは出てくる声ですので、非常に慎重にやっていかなければいけない側面がある。とにかく待機児童を解消するということは要望としてあるので、まずそれはやっていかなければいけないというところはあるのですが、そっちはっきり見てしまうと、今度は、子どもの人権や子どもの安全はどうなっていくのだと。小規模なところを活用して、そこの目くばせがいけないと、つまり、例えば最近では小規模の保育所でも子どもの事故が増えてきていますけれども、それはチェックをする側の行政がチェックできる体制になっていない。つまり、1人の担当者が100件も立ち入り検査をするような対象で、見れないというような状況が現実問題として出てきているので、もちろん既存の施設の活用ということも視野に入れてという

ことは当たり前ですが、一方で、そういった安全性に対する配慮ということも忘れないでいただきたいということだけ申し上げておきます。

### ○佐藤委員

2点ほど。1つは、保育の質というときに、実は質を誰もはかっていないという現実です。じゃあ、質は何ですか。例えば、事故率ですか。子どもがどれくらいにこやかに日々過ごしているかですか。でも、実は調べていないんです。だから、もし質の話をするならば、今の公立も私立も、現状どうなっているかという実態把握から入らないと。質という議論はいつも抽象論で議論されるんです。何となく民間に委託すると質が下がるということを前提にしているけれども、もともと公共の質だって悪いじゃんという議論だってあり得るので。したがって、もし調べられるのであれば、一番大きいのは事故率とかその辺だと思います。もちろん保育士の数とか、外形標準的などころもあるとは思いますが。そこを見られる必要があるということ。

あとは、どこまで船橋市としてやらなければいけないかの問題だと思います。保育所に預けるか自分で育てるかは選択肢の問題であって、今の問題は選択肢がないことですよね。そこは若干、政治判断になりますけれども、船橋市がどこまでやるかというところにかかわってくると思います。

### ○谷本副会長

かけ合いになってしまいますけれども、今のまさに政治判断ということはとても大事だと思っていて、子どもの医療費の無料化の問題もそうですが、東京 23 区が無料化を一生懸命やっているのは、子育て世帯に住んでもらいたいという意図があって動いている話であって、それプラス財政力にも余裕があるからという側面ですので、そういった判断を船橋市としてどうするのか。つまり、子育て世帯をどこまで受け入れて、どこまでのサービスをやっていくのかということ、きちんと議論した上で対策を講じられたほうがいいのかと思いました。

### ○武藤会長

私も意見を言いたいことがあるので、そして最後のところに移っていこうと思うのですが、もう時間も過ぎています。6時半ぐらいまでにはと思っています。

まず第一点は、要介護認定で介護は認定業務がありますが、実は、保育も認定業務が必要ではないか。保育認定課長という職だそうですが、今一番困っているのは、自営業の人たちがなかなか保育園に入れられないんです。家族でやっていることから、両親がいるということで。そういう人たちが、無料化になると今度は全然恩恵を受けられないということにもなってしまいます。保育がどのくらい必要なのかということはなかなか難しいのですが、例えばベビーシッターも、高校生のアルバイトじゃなくて、ベビーシッターの経験者はちゃんとベビーシッターの資格をつくって、保育を实际行うのですから、そういう人も枠の中に入れていく。そうすると、十分間に合うという方もいらっしゃるのではないかと思います。

保育の必要量をどのように考えるのかというのは、これまで無視されてきて、一時保育はありましたけれども、認定保育園も原則5日間保育ということで来ているわけです。そこは、1かゼロかではなくて、保育が必要な程度というのはあるのではないかと。これは今すぐやれと言ってもなかなか難しい話ですが、むしろファミリーサポートセンターのような形で市民の力を借りるというような保育のもう少し幅の広い、認可保育所のみには傾かない、認証保育もありますけれども、認可外保育もちゃん

と保育の枠の中に入れるというふうになってきましたので、そういう総合的な保育体制というものを考える必要があるというふうに思います。

保育そのものは国策でもあって、国からもいろんな基準が示されておりますけれども、それへの上乘せが今の自治体の主流なわけで、上乘せの競争をしている。これについては過剰なものはないのかどうかということで、先ほど佐藤委員からも、医療の無料化が医療そのものにどういう影響を与えているのかというようなことも含めて考えていかななくてはいけないのだろうと。市の単独事業は、周辺から若者を呼び寄せるにはいいかもしれないけれども、本当にそれがどういう影響を持つのかということもちゃんと含めなくてはいけない。

それから、共稼ぎだからといって経済的にみんな苦しいというわけではありませんので、保育料の水準については、中間ぐらいだからいいだろうということではなくて、見直さなくてはいけないのではないかとこのように思います。かつてよく保育園にベントで子どもを迎えに来るとかと言われました。保育の最後のところで追加で説明をいただきましたけれども、第1子6万円というのは中間だからいいだろうということではなくて、市民税納付34万9,000円以上というような方々の相当もっと上の方がいらっしゃるわけですから、そこを全部一緒くたにするというのはどうなのかというふうに考えたほうがいいのではないかと思います。

私の意見はそんなところです。

次に、最後ですが、補助金についての話を後でというふうに申しあげましたけれども、補助金については、平成20年度に補助金制度検討委員会を立ち上げ、補助金の交付基準の策定等を行いました。私は、当時、検討委員会の委員長を務めさせていただきましたが、補助金については、社会情勢による市民ニーズの変化などにより、その必要性は変化をしてくれているわけでありまして。創設当初は市民ニーズを反映したものが、社会情勢を反映して新たな制度としてできたりして補助金の役割を終えていないか、事業ごとに見直していく必要があると思います。

補助金は、ややもすると既得権益化しがちですが、基準をつくって終わりではなく、定期的に効果検証をすべきであると考えます。交付基準の中では、交付事業の適正な実施のため、常に特定団体の対象活動の実態を把握し、同一の団体内に継続して補助金を交付している場合にあっては3年以内に、交付事業の継続にあっては5年以内に、効果の検証を実施するものという提言をいたしました。

今回、事務局に依頼をして、補助金のうち主な市の単独事業をまとめてもらいました。所管課から簡潔に説明をお願いいたします。

## ○政策企画課長

政策企画課でございます。ご説明させていただきます。資料3のインデックスの20ページからご覧いただきたいと思います。

今、武藤会長のほうからご案内いただきまして、この補助金の検討委員会の中の提言を踏まえて、補助金の見直し、当時は運営費型の補助金から、効果がしっかり検証できるようにということで、事業費型の補助金にまず大きな転換をいたしました。ただ、補助金については、出しておしまいではなくて、きちんと効果検証していく必要があるだろうと、その中でご指摘もございました。

現状でどういう補助金があるのかまとめてほしいということがございましたので、ちょうど29年度予算で1,000万円以上、個人、団体、それぞれを対象としているものがありますけれども、60事業ほどございましたので、それを簡単にご説明したいと思います。一個一個事業を説明していくのは非常に時間がかかりますので、ざっと款別に総務費からご説明させていただきます。



まず、総務費につきましては、町会・自治会活動に伴う補助金が主でございます。基本的に、防犯ですとか防災活動に関する補助金、それから、自治会の活動拠点であります自治会館の整備関係、維持関係の補助金が中心になっております。

21 ページをご覧くださいと思います。ここからは民生費になりますけれども、いろいろ分けますと、まず3つぐらいの分類に分かれるかと思えます。1つは高齢者、それから保育所関係、それから障害者関係、これらの施設整備に関する補助金、認可保育所以外の認証保育所ですとか認可外保育所に通園している方への補助金、それから、これは個人の補助金になりますけれども、高齢者ですとか障害者に関する補助事業ということに分類されます。

24 ページまで行きますけれども、衛生費関係は、先ほどの資源の回収になります。有価物回収助成金ということで、有価物の回収事業者に補助金を交付しているというものが一つございます。

それから、労働費関係になりますと、基本的に、若者ですとか高齢者、障害がある方への雇用の奨励に関する補助金が主なものでございます。

それから、農林水産業費につきましては、密漁防止ですとか、船橋の農産物ブランドを定めておりますので、その奨励に関する補助金でございます。

25 ページをご覧くださいと思います。商工費につきましては、まず、地方市場の補助金は国の操出基準に基づくものでございますが、それ以外につきましては、中小企業の支援ですとか企業の誘致に関する補助が主なものでございます。

それから、土木費につきましては、交通不便地域ですとか環境整備に係るもの、バリアフリー関係、このあたりが中心の補助金になってございます。

最後に、教育費になりますけれども、私立幼稚園就園児補助金ですとか、学校行事、スポーツ行事に関する補助事業が主なものとなっております。

今日は時間もなかったということで事業のご紹介だけにとどめざるを得ないのですが、当然、これが基づくのは、規則であるとか要綱であるとか、それぞれ根拠がございます。ただ、先ほど武藤先生のほうからご紹介がありました中で、効果検証をどうしているかという点ではございますが、この部分については、それぞれ所管課の中で効果検証を行っていると思えますけれども、全庁的な意味での効果検証、統一的な基準での効果検証は、現在のところでは行われていないということが実態でございます。

説明は以上です。

## ○武藤会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの補助金の説明についてのご質問、ご意見がございましたら、どうぞお願いいたします。

佐藤先生、どうぞ。

## ○佐藤委員

補助金については、決め打ちして、これは怪しいだろうと言っても仕方がないので、幾つか外形的に何らかの統一した基準を設けて、ある種、洗い出しをしていく必要があって、例えば、一つは、何年間やっているかとか。つまり、昭和何年からやっていますと言うと、「そろそろ見直しの時期じゃないですか」とも言えるし、あと、よくあるのは予算の執行率で、予算を立てたけど、実は執行され

ていないとか。つまり、応募団体がいないという意味で。応募団体はあるのだけど、同じ団体がずっと通っているとか。そのあたりでいくつかの外形的な基準がつかれると思います。もちろん、所管課が自己評価されているのはわかるのですが、自己評価はどうしても甘くなってしまうので。その中で、何となく昔からあるが理由でやっていて、しかも同じような団体がずっと受けていてとなると、これは見直すべき対象になってくるという、そういった形でいくつか統一基準を設けて補助金を洗い出していくということがあっていいのかなと思うのですが。

#### ○武藤会長

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。特にはございませんか。

#### ○谷本副会長

決め打ちしないほうがというお話ではあったのですが、今日ご説明いただいたものと関連があるものだと思ひまして、ちょっと気になりますので申し上げます。

24 ページの衛生費のところの有価物回収助成金ということで、これで先ほどのご説明の謎が解けたと思ったのですがけれども、ごみのほうの収集の中で、先ほど本木さんからもお話があった古紙の回収の問題、古紙の再資源化の問題がありますというふうにおっしゃっていたと思いますが、それがどうも、この協同組合さんにこういう助成金という形でお金が出ているというのが現状のスタイルのようで、本格的に古紙回収を全市的に進めていく、積極的にそこを重点的にやっていくのだという話になった場合に、こういった特定の協同組合さんだけの助成金というやり方だけでいいのか。きちんと全市的に委託というような形で公募の事業者を募ったやり方をとったほうがいいのか。そういった別の施策との絡みというか、政策手法と言ったほうがいいのかもかもしれませんが、その絡みでいろいろ見直すという観点も出てくるのではないかと思いますので、そういった目線からも少し見直しというか、ご検討されてはいかがかなと思ひましたので、申し上げます。

#### ○武藤会長

よろしいですか。

それでは、私も補助金に関して前回の委員長をさせていただいたということで、委員会の報告書がごさいます。ちょっと小さいですが、8 ページなどには「補助金点検シート（特定団体用）」というようなものもごさいます。ここに細かい字でいろいろ書かれていますけれども、かなり細かく精査しながら補助金を検討いたしました。時間もかかりましたし、ちゃんと見直しをするようにということです。先ほどのご説明だと、各担当課が補助金をちゃんと検証しているはずだということですが、また全庁的な見直しということも考え得るのかなというふうには思ひます。

また委員長をやれと言われたら、ちょっと大変だなというふうにも思う大変な作業でしたけれども、先ほども申し上げましたように、既得権化しやすいということもございまして、政治的な絡みなどいろいろとあったりして、なかなか難しいところはあるかと思ひますが、重要な部分ですので、検証していただければと思ひます。

というふうにも今申し上げましたけれども、全庁的な検証については、見直しに着手していただくということを市にこの場で申し上げたほうがいいのかというふうにも思ひますが、委員の皆さん、いかがでしょうか。以前からは大分たちますし、補助金の見直しの検討状況について、来年度の推進会議

の中で取り上げていきたいというふうには思います。

## 2. その他

### ○武藤会長

本日の議題は以上になります。

次回のテーマについては、今年度最後の推進会議となりますので、これまで議論してきた全てのテーマに対する意見を意見書として取りまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、最後に、事務局から連絡事項等があればお願いいたします。

### ○事務局（政策企画課課長補佐）

事務局でございます。本日も長時間にわたりご審議をいただきまして、ありがとうございました。次回、今年度最終の会議となります。3月19日、月曜日、午後2時から、場所は今回と同じこちらの9階第1会議室での開催を予定しております。委員の皆様におかれましては、また大変お忙しい中スケジュールの調整にご協力をいただきまして、ありがとうございました。また、毎回お願いになりますが、会議録につきまして、原稿ができ次第ご連絡をさせていただきますので、ご確認にご協力をお願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

### ○武藤会長

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

閉会（18時30分）